

## 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版> Q&A

### 1. コンプライ・オア・エクスプレイン方式について

Q 1	コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用されるということで、第1版のようなそれぞれの大学版ガバナンス・コードの制定・公表は不要になりますか。
A 1	コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用した第2.0版を受け入れる場合には、本協会が定めたガバナンス・コードの各原則の遵守（実施）状況を自主的に点検し、広く社会へ公表いただくことになります。そのため、第2.0版を基にそれぞれの大学版ガバナンス・コードを制定・公表することは不要となります。

### 2. 受け入れに関する組織決定を行う機関及び時期について

Q 1	第2.0版を受け入れるか否かの判断について、理事会以外での議決でもよろしいですか。
A 1	組織決定する機関については、各大学で判断してください。
Q 2	第2.0版を受け入れるか否かの判断は適用開始日（令和7年4月1日）前に組織決定しなければならないですか。
A 2	組織決定の時期については、各大学で判断してください。

Q 3	第2.0版を受け入れることが決まった場合、自大学ホームページにて、先に受け入れの表明を公表した方がよろしいですか。それとも点検結果報告書と同時に公表することで問題ないですか。
A 3	受け入れの表明は、点検結果報告書と一緒に公表していただくことを想定しています。 ※ただし、各大学の判断により、先行して自大学ホームページにて公表することでも差し支えありません。

Q 4	第2.0版を受け入れることが決まった場合、点検結果報告書とは別に日本私立大学協会に受け入れる旨を報告した方がよろしいですか。
A 4	受け入れのみの報告は不要です。

### 3. 公表に関する組織決定を行う機関及び時期について

Q 1	作成の手引き3頁に「点検結果報告書」を組織決定【理事会】と記載されていますが、他の機関でもよろしいですか。
A 1	一例のため、組織決定する機関については、各大学で判断してください。

Q 2	点検結果報告書の共通様式“⑤点検結果の確定日”について、解説資料の中で「理事会等で組織決定した日」と記載がありますが、理事会以外にどのような機関を想定しているのですか。
A 2	組織決定する機関については、各大学で判断してください。本協会では、原則、理事会を想定していますが、その他機関でも差し支えありません。

### 4. 報告の時期について

Q 1	令和7年4月1日から10月末日の7カ月間において、基本原則及び原則に関して、遵守（実施）状況を点検して、令和7年10月末までに点検結果報告書を日本私立大学協会に報告すればよろしいですか。 それとも年度単位で令和7年度の遵守（実施）状況は、令和8年10月末日までに行えばよろしいですか。
A 1	令和7年10月末までに本協会に報告してください。

Q 2	令和7年11月1日以降に第2.0版の受け入れを表明した場合に、日本私立大学協会への報告は令和8年10月末日までに行えばいいですか。
A 2	原則、令和7年度の点検結果報告書の提出期限は令和7年10月末日までです。提出期限を過ぎる場合には、別途ご連絡ください。

### 5. その他（留意事項）

#### (1) 本協会への点検結果報告書の提出期限について

Q 1	点検結果報告書の提出時期が毎年度10月末日までとなっていますが、どのような意図があるのですか。
A 1	大学事務研究委員会のガバナンスワーキンググループにて検討し、加盟大学の過重負担にならないよう私立大学等経常費補助金に関連した「教育の質に係る客観的指標調査票」の提出時期を考慮して定めました。 ※なお、令和6年度の同指標において、公表の基準時点は10月1日とされていることにご留意ください。

令和7年3月13日時点

(2) 学校法人または、大学以外の設置校ごとの第2.0版の採用及び本協会への報告

Q 1	学校法人または、大学以外の設置校ごとが日本私立大学協会の第2.0版を採用することは問題ないですか。
A 1	第2.0版を読み替えて使用いただくことは差し支えありません。ただし、本協会に提出いただく点検結果報告書は大学のみです。

(3) 第1版の取り扱いについて

Q 1	点検結果報告書の公表までの間は、現在の本法人のガバナンス・コード（第1版）を公表していてもよろしいですか。
A 1	公表したままで構いません。